

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策/
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち
スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業のうち
スマート技術体系転換加速化支援（広域型）
公募要領

第1 総則

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策/スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業のうちスマート技術体系転換加速化支援（広域型）（以下「本事業」といいます。）に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めたとおりです。

なお、事業の実施に当たっては、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和8年1月14日付け7農産第3678号農林水産事務次官依命通知。）又はスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和8年4月7日付け7農産第5524号農林水産事務次官依命通知。）（以下「要綱」といいます。）及びスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領（令和8年1月14日付け7農産第3856号農林水産省農産局長通知。）又はスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領（令和8年4月7日付け7農産第5525号農林水産省農産局長通知。）（以下「実施要領」といいます。）の定めによるものとします。

第2 趣旨

農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等を行う産地の取組を支援します。

第3 事業内容

複数の都道府県にわたり事業を実施する事業実施主体（北海道内で取り組む場合にあつては、北海道内の複数総合振興局・振興局で事業を実施する事業実施主体）が、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、生産品ごとに定めた技術課題の解決をめざし、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその導入効果を高める栽培体系への抜本的な転換を一体的に行う取組を支援するものであり、その際に必要となる農業機械の導入等に係る経費やその導入等に係る関連経費を補助します。

第4 成果目標及び目標年度

本事業における成果目標については実施要領別記1-1の第3、目標年度については実施要領別記1-1の第4に定めたとおりです。

第5 応募者及び応募の要件

1 本事業に応募できる者は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 都道府県
- (2) 市町村
- (3) 公社
- (4) 土地改良区
- (5) 農業者
- (6) 農業者の組織する団体
- (7) 民間事業者
- (8) 都道府県協議会
- (9) 地域協議会

2 本事業に応募できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- (1) 本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。
- (2) 事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかな対応をとることが可能な者であること。
- (3) 法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。
- (4) 法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあつてはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- (5) 法人等の役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 本事業における取組は、以下に掲げる要件を満たすものとします。

なお、果樹又は茶の改植・新植等を実施する場合にあつては、以下の要件に加え、実施要領別記1-1別紙に定める要件及び留意事項を満たすこととします。

- (1) 実施要領別記1-1別表1に定めた生産品目ごとの技術課題の解決に向けたスマート農業技術及び新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組であること。
- (2) 実施要領別記1-1の第3において定める成果目標及び第5において定める面積要件の基準を満たすこと。
- (3) 「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組を実施すること。

第6 補助対象経費の範囲

実施要領別記1-1の第8のとおりです。生産資機材の導入においては、実施要領別記1-1の第9において定める留意事項にも従ってください。

第7 採択基準

本事業における審査及び採点については、実施要領別記1-1の第10に定めるほか、別掲1に示す審査基準に基づき行うものとします。

第8 補助金の上限及び補助率

実施要領別記 1－1 別表 2 及び別表 2－2 のとおりです。

第9 補助事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和9年3月31日までとします。

第10 申請書類の作成及び提出

1 申請書類については以下のとおりとします。

- (1) 実施要領別記 1－1 の第6の1に定める事業実施計画の申請書及び事業実施計画書等
(実施要領別記様式第 1－1 号及びこれに付随する別添 1 から 5 まで。果樹または茶の改植等を実施する場合は、別記様式第 1－1 号別添 6 又は 7 も提出。)
- (2) 実施要領別記 1－1 の第7に定める事業実施主体が満たすべき要件を確認できる資料
(定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等(これらの定めのない民間事業者にあつてはこれらに準ずるもの。))
- (3) 面積要件において中山間地域等に該当する場合、それを確認できる資料
- (4) 加点要素を満たすことを確認できる資料
- (5) 暴力団排除に関する制約事項(別記様式第 1 号)

2 申請期限は公示のとおりです。

3 提出先・問合せ先は別掲 2 のとおりです。申請書類の提出については、別掲 2 の提出先のメールアドレスに電子メールで申請していただきます。メールの件名は、「(応募者名) スマ転事業のうちスマート技術体系転換加速化支援(広域型)に係る申請書類」としてくださ

い。
なお、問合せの受付時間は、午前 10 時から午後 5 時まで(土・日・祝祭日及び午後 0 時から午後 1 時までの間を除きます。)とします。

4 申請に当たっての注意事項は以下のとおりです。

- (1) 事業実施計画は、様式に沿って作成してください。
- (2) 申請書類のうち、1 の(2)について、応募者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略可能とします。
- (3) 申請書類の虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象となりません。
- (4) 要件を有しない者が提出した申請書類は、無効とします。
- (5) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (6) 申請書類の提出は、原則として電子メールとします。そのほか、郵送、宅配便(バイク便を含みます。)、持参も可としますが、FAX による提出は受け付けません。
- (7) 申請書類を電子メールで提出する場合は、メールの件名を「(応募者名) スマ転事業のうちスマート技術体系転換加速化支援(広域型)に係る申請書類」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載の上、送付してください。また、メール送付後は速やかにメール到着の有無を提出先に電話で確認してください。

なお、添付するファイルは圧縮せずに、1 メールあたり 7 MB 以下とするとともに、複

数のメールとなる場合は、件名の応募者名を「応募者名・その○／△（○は連番、△は送付するメール数）としてください。

- （８）提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本公募要領を熟読の上、注意して御提出ください。
- （９）提出後の申請書類は、採択、不採択にかかわらず返却しません。
- （１０）提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。
- （１１）審査に当たり農林水産省から応募者に申請内容の確認等を行う場合があります。

第 11 事業実施計画書等の選定について

提出された事業実施計画書等については、第 10 の 3 の提出先等において書類確認、事前整理等を行った後、農産局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」といいます。）において、別掲 1 の審査の基準に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補者（以下「補助金交付候補者」といいます。）を選定するものとします。

1 審査の方法は以下のとおりとします。

- （１）地方農政局長等及び農産局長は、実施要領別記 1－1 の第 10 の 1 のとおり審査及び採点を行います。
- （２）農産局長は委員会を開催し、別掲 1 の審査基準に基づき（１）の審査を行います。農産局長は審査及び採点結果を確認し、その点数付けによる合計点数が高い順に採択順位をつけ、採択順位が高い順に予算の範囲内で補助金交付候補者として選定するものとします。なお、同一の点数の申請書類が複数あった場合は、国庫補助金額が少ないものを優先的に採択するものとします。

委員会による指摘等があった場合には、指摘等を反映した申請書類を提出させることがあります。なお、この場合にあっても、審査点数の加算は行わないものとします。

2 審査結果の通知については、委員会の審査結果に基づき、補助金交付候補者として選定された者に対してはその旨を、それ以外の申請者に対しては補助金交付候補者として選定されなかった旨を、それぞれ実施要領別記 1－1 に基づき通知するものとします。なお、審査の過程や審査結果に関する問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了知ください。

3 候補者に選定された後であっても、より高い事業効果を得る観点から応募内容の一部修正を求める場合がありますので、あらかじめ御了知ください。

第 12 交付決定に必要な手続き

第 11 により通知を受けた補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、要綱に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画等（以下「申請書等」といいます。）を別掲 2 の提出先に提出し、地方農政局長等が当該申請書等を審査した後、問題がなければ交付決定通知を发出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第 13 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととします。なお、国からの他の補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差支えありませんが、当該国からの補助金等についての採択の結果によっては、本事業の審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消す場合があります。

第 14 事業実施主体に係る責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の点に留意しなければなりません。

1 交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

（1）事業実施主体は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」といいます。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。

（2）事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業実施主体は、要綱及び実施要領を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行政管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

3 本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」といいます。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

（1）取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

（2）取得財産のうち 1 件当たりの取得価額が 50 万円以上（税別）のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

また、農林水産大臣が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体に帰属しますが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを約束していただきますので、その旨御了解していただいた上で御応募願います。

（1）本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞な

く国に報告すること。

- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で、知的財産権を利用する権利を国に許諾すること。
 - (3) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。
- 5 本事業終了後5年間において、本事業の成果である知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告するものとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。
- 6 事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければなりません。事業実施主体は、農業関係者、都道府県等行政機関、国内外の学会等に対して、本事業により得られた事業成果の公開・普及に努めるものとします。

また、本事業期間中における取組内容及び本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、事業実施主体による新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出してください。報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体が妨げることはできません。

- 7 本事業実施期間中又は終了後、本事業の波及効果を分析し次年度以降の政策立案等に反映させるため、取組状況、事業成果の波及効果等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリングやアンケート等の実施について御協力をお願いすることがあります。

第15 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

- 1 事業実施主体が以下の（1）から（3）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。
- (1) 事業実施主体自身
 - (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
 - (3) 事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の

会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

２ 利益等排除の方法は以下のとおりとします。

（１）事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難いときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難いときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

第 16 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項については、公示のとおりです。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム>申請・お問い合わせ>補助事業参加者の公募、URL <https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

第 17 その他の留意事項

- １ 本事業完了後の補助金の実績報告の際に、必要に応じ国の現地調査及び事業の収支に係る関係書類の提出を求めることがあります。
- ２ 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して５年間整備保管する必要があります。

附 則

この要領は、令和８年７月 22 日から施行します。

別掲 1（第 7、第 11 関係）

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち
スマート技術体系転換加速化支援（広域型）の審査基準

審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

- ・ 過去 3 か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合
- ・ 成果目標に係る審査項目のうち【必須】と【選択】の合計得点が 10 点未満だった場合
- ・ 事業要件等に係る審査項目において、1 つでも審査委員の過半が×判定をした場合

1 成果目標に係る審査項目

審査項目	審査項目の詳細	点数配分	採点
【必須】 1 労働生産性の向上	生産量、販売額又は栽培面積を労働時間で割り戻した値の目標年度における向上度合	20%以上・・・10 点 16%以上・・・8 点 13%以上・・・6 点 9 %以上・・・4 点 5 %以上・・・2 点	
【選択】 実施要領別記 1－1 別表 6 ウ 2～7 より 1 つ選択			
加要素 1	事業実施主体が農業者の場合、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している。（注 1）	7 点	
加要素 2～5 から 1 つ選択			
合計			

（注 1） 事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。

2 事業要件等に係る審査項目

審査項目		判定基準	判定	審査
① 事業実施主体の適格性				
①－１	事業実施主体に求める要件を満たしているか。（実施要領別記１－１第７の１）	満たしている。	○	
		満たしていない。	×	
② 事業内容の妥当性				

②－１	事業目的に合致した取組となっているか。 (実施要領別記１－１第２の１)	なっている。	○	
		なっていない。	×	
②－２	面積要件に合致した取組となっているか。 (実施要領別記１－１第５)	なっている。	○	
		なっていない。	×	
②－３	採択要件に合致した取組となっているか。 (実施要領別記１－１第７)	なっている。	○	
		なっていない。	×	
③ 事業の実現可能性				
	年度内に完了する事業スケジュールとなっているか。	なっている。	○	
		なっていない。	×	
④ 事業の妥当性				
④－１	導入する機械について過剰な機能なものを排除し、徹底的な事務費低減に努めているか。あわせて、選定に当たっては一般競争入札または複数社の見積もりをとっているか。 (実施要領別記１－１第８)	とっている。	○	
		とっていない。	×	
④－２	農業機械を購入により導入する場合、費用対効果分析の結果が妥当であるか。 (実施要領別記１－１第８の３)	妥当である。	○	
		妥当でない。	×	
		該当なし。	－	
④－３	農業機械の導入等に係る関連経費について、必要な経費のみが計上されているか。 (実施要領別記１－１別表２、５)	妥当である。	○	
		妥当でない。	×	

別掲2（第10、第12 関係）

申請書類提出先一覧

提出先	管轄する都道府県	電話番号	メールアドレス
北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課	北海道	011-330-8807	電話にてお問合せください。
東北農政局 生産部 生産振興課、環境・技術課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-6193	tohoku-smart_agri★maff.go.jp
関東農政局 生産部 生産振興課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	048-740-0026	kanto_seisan2★maff.go.jp
北陸農政局 生産部 環境・技術課	新潟県、富山県、石川県、福井県	076-232-4893	smart-hokuriku★maff.go.jp
東海農政局 生産部 環境・技術課	岐阜県、愛知県、三重県	052-746-1313	smart_tokai★maff.go.jp
近畿農政局 生産部 生産振興課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	075-414-9021	電話にてお問合せください。
中国四国農政局 生産部 環境・技術課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	086-230-4249	seigikan.chushi★maff.go.jp
九州農政局 生産部 環境・技術課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	096-300-6272	smaten_kyushu★maff.go.jp
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課	沖縄県	098-866-1653	電話にてお問合せください。
本省（農産局） 技術普及課 スマートユニット	問合せのみ対応可	03-6744-2107	smart_tenkan★maff.go.jp

注意）

- ・ 電話の受付時間は平日 10:00～12:00、13:00～17:00 のみとなります。
- ・ 迷惑メール防止のため「@」を「★」にしていますので、送信時に「@」に変更してください。